

江戸川区児童育成支援拠点事業実施要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第20項に規定する児童育成支援拠点事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めることにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障及び健全な育成を図ることを目的とする。

（実施主体）

第2条 事業の実施主体は、江戸川区（以下「区」という。）とする。ただし、区は事業を適切に実施できると認められる者（以下「事業者」という。）に事業の実施を委託することができる。

（対象者）

第3条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者であって、事業による支援が必要であると江戸川区長（以下「区長」という。）が認めたものとする。

- (1) 江戸川区内に住所を有する児童であること。
- (2) 児童若しくはその保護者からの相談又は庁内の関係部署若しくは関係機関からの情報提供、相談等により把握された者であること。
- (3) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 食事、衣服、生活環境等について不適切な養育状態にある児童等、養育環境に関して課題のある主に学齢期以後の児童及びその保護者

イ 不登校の児童、学校生活になじめない児童等、家庭及び家庭以外のいずれにも居場所のない主に学齢期以後の児童及びその保護者

ウ その他区長が特に必要と認めた者

（支援の内容）

第4条 事業における支援の内容は、次に掲げるものとする。ただし、第8号に掲げる支援は、区長が必要と認めた対象者に限る。

- (1) 安全・安心な居場所の提供
- (2) 生活習慣の形成支援（片付け、手洗い、うがい等の健康管理の習慣付け、日用品の使い方に関する助言等）
- (3) 学習の支援（宿題の見守り、学校の授業又は進学のためのサポート等）
- (4) 食事の提供
- (5) 課外活動の提供
- (6) 学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携
- (7) 保護者への情報提供及び相談支援
- (8) 送迎支援
- (9) その他区長が必要と認めた支援

（定員）

第5条 事業の定員は、1か所当たり20人程度とする。

（職員の配置）

第6条 事業の実施に当たっては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に

掲げる職員を配置しなければならない。この場合において、第1号及び第2号に掲げる職員にあつては必ず配置するものとし、第3号及び第4号に掲げる職員にあつては必要に応じて配置するものとする。

- (1) 管理者 児童福祉事業又はそれに類する業務に従事していた十分な経験等を持つ者で、支援員の指導及び調整、運営に関わる管理等の現場を統括する能力を有するもの
 - (2) 支援員 児童の福祉の向上に理解及び熱意を有する者で、児童に対して適切な生活支援等ができる能力を有するもの
 - (3) 心理療法担当職員 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者で、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するもの
 - (4) ソーシャルワーク専門職員 児童を対象としたソーシャルワークの業務に従事していた者。この場合において、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有することが望ましい。
- 2 事業の実施に当たっては、児童指導員、保育士、社会福祉士若しくは精神保健福祉士のいずれかの資格若しくは教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者、児童福祉事業に2年以上従事していた経験を有する者又は前項第3号に該当する者のいずれかを一人以上配置しなければならない。
- 3 第1項第1号又は第2号の職員のうち、一人以上は常勤職員としなければならない。
- 4 職員の人員配置に当たっては、児童5人に対し一人以上の職員を目安に配置し、利用者がいる時間帯については、二人以上の職員を配置しなければならない。ただし、利用者が5人未満の場合で、職員のうち一人を除いた者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合は、この限りでない。

（職員の業務内容）

第7条 職員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる業務を行う。

- (1) 管理者 主に支援員の指導及び調整、運営に関わる管理、関係機関との連携、アセスメントに基づいた支援計画の作成等
- (2) 支援員 児童及びその保護者に対する第4条に規定する支援等
- (3) 心理療法担当職員 メンタルケア等の心理的な支援が必要な利用者に対する心理的支援
- (4) ソーシャルワーク専門職員 児童及びその家庭を対象とした次のアからウまでのソーシャルワークの支援
 - ア 学校、要保護児童対策地域協議会等の関係機関における会議への出席等

- イ 児童の家庭への訪問を含めた支援
- ウ その他居場所における児童に必要な支援
(職員の研修等)

第8条 職員の配置に当たっては、研修（個人情報適切な管理、守秘義務等の研修を含む。）の実施、専門的知見を持つ職員及び施設からのスーパーバイズ等により、従事する職員の質の担保に努めるものとする。

(開所日)

第9条 事業の開所日は、年末年始（12月29日から翌年1月3日までをいう。）を除き、週5日以上開所することとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認めたときは、これを変更し、開所しないことができる。

(開所時間)

第10条 事業の開所時間は、原則として別表に掲げる時間とする。ただし、児童の状況、地域の実情等に応じて開所時間を早め、又は閉所時間を延長することができる。

(申請及び決定)

第11条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、江戸川区児童育成支援拠点事業利用申請書兼同意書（第1号様式）により区長に申請するものとする。

- 2 区長は、前項の申請があったときは、その内容を審査の上、利用の承認の可否を決定し、江戸川区児童育成支援拠点事業利用（承認・不承認）通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

- 3 区長は、第3条に定める要件に該当しなくなったとき、又は区長が不適当と認めたときは、当該利用を取り消し、又は一時停止することができる。

(利用料)

第12条 事業の利用に係る利用料は、原則無料とする。ただし、やむを得ず徴収が必要な場合は、区と事業者が協議を行い、事業を実施するために必要な経費の一部を実費の範囲で保護者から徴収できるものとする。

(利用決定の取消し等)

第13条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第12条第2項の規定による利用の承認の決定を受けた者（以下「利用決定者」という。）の利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 事業の目的に違反したとき。
- (2) 事業の利用において暴力、脅迫、詐欺その他犯罪行為又は犯罪行為に類似する行為をしたとき。
- (3) 事業の利用において政治活動又は宗教活動を目的とした勧誘その他の行為をしたとき。
- (4) 事業の利用において営利を目的とした行為をしたとき。
- (5) 事業の利用において公序良俗に反する行為をしたとき。
- (6) 災害その他の理由により事業の利用ができなくなったとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めたとき。

2 前項の規定は、事業者が前項各号のいずれかに該当する行為を対象者に対して行ったと区が認めた場合についても適用する。

(守秘義務)

第 14 条 事業に従事する者は、業務上知り得た事業の対象者又はその家庭の個人情報及び秘密を保護し、正当な理由なくこれを漏らしてはならない。

(委託契約)

第 15 条 区は、第 2 条ただし書の規定による委託を決定したときは、事業者との間に委託契約を締結し、予算の範囲内において委託料を支払うものとする。

(実績報告)

第 16 条 受託事業者は、事業の実施について、毎月 10 日までに前月分の報告書を区長に提出しなければならない。

(委任)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、児童相談所長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

別表（第 10 条関係）

実施日	開所時間
学校の休業日	10 時から 18 時までを含む 8 時間以上
学校の休業日以外の日	学校の授業の終了後から 20 時まで